

静岡県告示第964号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成28年10月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 賀茂中学校野鳥愛護林鳥獣保護区（昭和51年10月29日 静岡県告示第854号）

(1) 区域

国道136号線と県道仁科峠字久須線の交点から同県道を6キロメートル東に進んだ附近（字寺沢洞）、滝見橋、神田川上流の支点を起点とし、学校林と財産区有林の境界である神田川を約500メートル上流へ進み再度県道仁科峠字久須線に交わる（字磯嵐）、交点から県道仁科峠字久須線を南東に進み、通称『山の神』の掘割を経由して延長線の突き当たりの沢に至る。この地点から沢つたいに頂上の旧西伊豆町境に至る。この地点から旧西伊豆町との境界線尾根沿いに南下、県道伊東西伊豆線を横断、更に山伏峠を経由して旧西伊豆町との町村界尾根を下り字城山（字久須宮行造林地）界に至る。この地点で旧西伊豆町との境界を離れ、字城山との峯界を西に下り字大小屋（財産区有林）と字寺沢洞山（元県行造林）の字界を寺沢洞山の県行造林入口附近県道仁科峠字久須線に下る。同地点から字寺沢洞の学校林入口を経由し、私有林と学校林との境界を北の方向に進み、神田川上流部滝見橋の起点までの線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域における狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため。

2 館山寺鳥獣保護区（昭和46年10月26日 静岡県告示第8405号）

(1) 区域

館山寺の鳥冠岩の最西端を起点とし、浜名湖内水面を北進して黒岩崎最西端に達し、同地点より湖岸沿いに浜名湖大橋を迂回して旧細江町との境界線まで東進し、更に同境界線を東進して主要地方道細江舞阪線との交点に至り、同交点より主要地方道細江舞阪線を南進して市道大山呉松線との交点に至り、同交点より市道大山呉松線を西進して主要地方道館山寺鹿谷線に至り、同地点より主要地方道館山寺鹿谷線を西進し、更に市道館山寺50号線を西進して湖岸線に至り、同地点を北進して起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 集団渡来地

イ 指定目的 当該地域は、有数の観光地とし多数の行楽客で賑わい、また、湖面は渡り鳥の集団渡来

地として、豊かな自然環境で人々に憩いと安らぎを与えている。このことにより、鳥獣保護区に指定し、当該地域に渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護等を図る。

3 湖西市大知波鳥獣保護区（昭和51年10月29日 静岡県告示第854号）

(1) 区域

国道301号線と主要地方道豊橋大知波線の交点を起点とし、主要地方道豊橋大知波線に沿って西進し、愛知県境と接する地点に至り、同地点より愛知県境に沿って北上し、浜松市境と接する地点に至り、同地点より浜松市境に沿って東進し、猪鼻瀬戸の湖西市横山318-18番地に至り、同地点より浜名湖岸に沿って南西に下り、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は、湖西市の北部山間地域一帯を占め、一部県立自然公園に指定される等野生鳥獣の生息地であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する野生鳥獣の保護を図る。